

## 第2回 「取締役の経営責任と 企業の社会的責任(CSR)」

2011年5月24日(火)

はじめに (CSRと本セミナーの位置づけ)

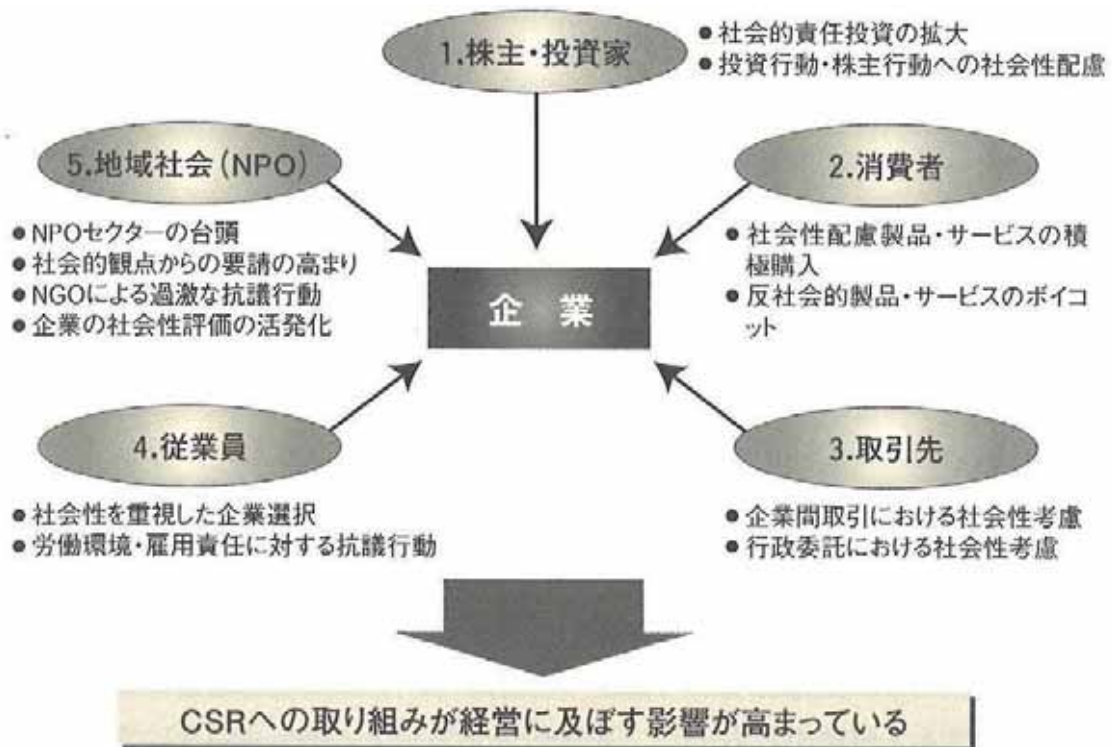
弁護士 山下 江

### 1 CSR (Corporate Social Responsibility) = 企業の社会的責任

「企業は社会の一員としての社会的責任を果たすべき」という考え方  
もっと詳しく言うと、

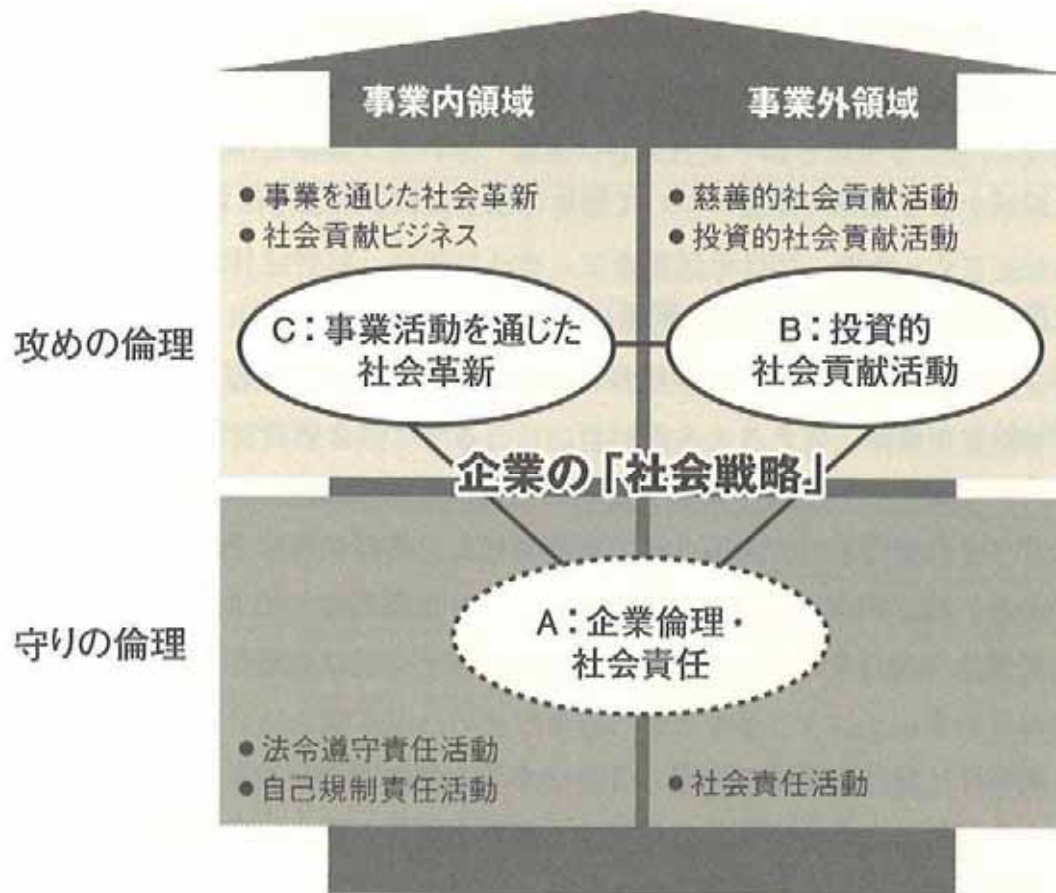
「法令等の遵守だけではなく、人権、労働等の社会的分野や環境保全に対する配慮等を含めて、企業がその業務活動の全体を通じて、自主的に社会に対して果たすべき責務」

### 2 ステークホルダーの価値観の変化



(出所) 野村総合研究所

### 3 CSRの基本フレーム



(出所) 野村総合研究所

\*本セミナーは、主として、基本フレームのA領域に関するもの。

### 4 参考までに。

経済同友会は2003年を「日本におけるCSR元年」とした。

しかし、もともとそのような考え方は従来からあった。日本においても公害問題が噴出した1970年代から経営課題として取り上げられていた。

例

#### ①ドラッカー〈企業は何のためにあるのか〉

「企業は人々に生計の手段、社会とのきずな、そして自己実現の場を与える存在である」

「企業の目的は利潤の極大化ではない。」「利益は今日事業を行い、明日さらに良い事業を行うための条件である」

「企業たるもの、社会の安定と存続に寄与しなければならない」

②松下幸之助

「企業は社会の公器である」「したがって、企業は社会とともに発展していくのでなければならない」

「経営資源は社会に帰属し、社会福祉に資するため経営者に一時的に預託されたものである。」

5 近時のあいつぐ企業不祥事の中で、企業にとって、真にSCRを取り入れる必要性が高まっている。そうであるなら、守りの倫理からのみではなく、より積極的に攻めの倫理として取り入れて、企業（と社会）の持続的発展をめざすべきである。



## 第一 取締役の経営責任と企業不祥事

### 1. 取締役の経営責任とは何か

- 1) 任務懈怠責任(423) ——善管注意義務(330)と忠実義務(355)  
特に善管注意義務が中心であって、競業避止義務(356①1)や、利益相反取引(356①2, 3)については経営責任の範疇とはしていない。  
しかし、利益供与の責任(120IV)は含まれる。  
その根拠としては、株主に対する義務違反が同時に企業の社会的責任と関連するためと思われる。

### 2. 本講における経営責任の考え方

従来は法的責任と経営責任は別と考えられていたが、現在では両者は重疊的に捉えられるようになり、企業としての社会的責任が取締役の個人責任とリンクするようになった。

- 1) 民事法的には善管注意義務違反
  - ① 起こした事件それ自体についての注意義務違反
  - ② 事件の事後処理・対応についての注意義務違反
- 2) 刑事法的には業務上過失致死傷罪、利益供与罪、有価証券報告書虚偽記載罪など
- 3) 経済的には会社価値の毀損
  - ① 法的責任はなくとも社会的責任の不履行により、消費者の信用、社会の信頼を喪失し、その結果としてレピュテーションの崩壊が起こり、現在のみならず将来に亘る営業損失が発生すること
  - ② 違法行為として行政による指名停止、営業停止等の処分・違法ではなくても、流通等の民間業者による取扱中止・製品の回収、廃棄を余儀なくされた費用、処分損の発生
  - ③ 証券市場における株価下落による時価総額の低減
  - ④ 上場廃止などによる株主の損害などの賠償責任が追及される

## 第二 ケース・スタディ

### 1. ダスキン事件と公表義務（大阪高裁平成18年6月9日判決、最高裁平成20年2月12日上告不受理決定により確定）

「ウソをつかず、損と得の道あれば損の道を選び、営業も製造もお客様ともお互いに付き合いの会社でありたい」という創業者の理念こそミッションであった。

#### 〈事案〉

ミスタードーナツの店舗で売られた未認可添加物混入の大肉まんについて、取締役会がその事実を知った後も、『自ら積極的に公表しない』という方針を採用し、消費者やマスコミの反応をも視野に入れた上での積極的な損害回避の方策の検討を怠った点において善管注意義務違反に問われた。

公表を主張した一人の社外取締役を除いては全取締役会メンバーが代表訴訟の対象とされ、一人約2億円の連帯債務が認められ、平成20年2月12日の最高裁判決で確定した。

食品産業においては、企業の損失を最小限にとどめるために、製品の違法行為公表が取締役の法的義務であり、単なる経営責任や道義的責任に止まらず、損害賠償責任を負う可能性もあるという時代の変化は想定外であった。

#### ▶ マイナス情報の公表義務

「取締役会が『自ら積極的に公表しない』という方針を採用し、消費者やマスコミの反応をも視野に入れた上での積極的な損害回避の方策の検討を怠った点において善管注意義務違反のあることは明かである。」

#### ▶ 巨額の損害賠償義務

取締役会の議論で公表に消極的であった他部門担当取締役や特に意見を述べず追従した非常勤監査役まで2億円以上の損害賠償義務

#### ▶ 取引業者が既に口止め料などと言っている以上、事態の隠蔽は不可能であり、公表すべしとの意見書を提出した社外取締役の判断を無視した他の役員の行動を裁判所が批判。取締役会における社外取締役の重要性が増したといえる。

取締役会において他の事業分野の取締役も傍観者でいられなくなった。

#### ▶ 反社会的勢力と思われる取引業者への口止め料の支払いが損害として認定された。

#### ▶ 代表訴訟原告弁護士団が弁護士費用について回収金額ではなく請求認容額を基準とするよう提訴した。

## 2. 反社会的勢力と利益供与の禁止（蛇の目マシン代表訴訟事件最高裁判所 平成18年4月10日判決、差し戻し東京高裁平成20年4月23日判決）

### 〈事案〉

平成元年頃の仕手集団「光進」の小谷光浩元代表（68）＝懲役7年＝による300億円恐喝事件などに絡み、蛇の目マシン工業に巨額の負債を抱えさせたとして、平成5年、同社株主が当時の社長・副社長など役員5人に939億円の損害賠償を求めた事件。その内容は小谷元代表が蛇の目株を買い占めて昭和62年同社の非常勤取締役役に就任。平成元年『株は暴力団関係者に譲渡した。大阪からヒットマンが来ている』などと伝え、株買い戻しのため同社側から融資目的で約300億円を脅し取った。さらに、メインバンクだった旧埼玉銀行（現埼玉りそな銀行）系ノンバンクからの借入金を蛇の目側に肩代わりさせるなど同社に計939億円の債務を負わせたというもの。

### 〈判決内容〉

- ▶ 判決理由で最高裁は『株主の地位を乱用した不当な要求に対し、経営者は法令に従った適切な対応をする義務がある』と指摘。暴力団など好ましくない相手への株売却を恐れたとはいえ、元役員らは職務を忠実に遂行する義務などに違反したと認定した。さらに、元代表側に株買い戻しのための巨額資金を提供したことは『会社にとって好ましくない株主の議決権行使を回避する目的で株式譲受の対価を提供したといえ、商法の禁じる利益供与に当たる』との初判断を示した。
- ▶ 差し戻し後の、東京高等裁判所第20民事部（宮崎公男裁判長）は、最高裁判所判決を受けて、株主の主張を容れて当時の取締役5人の責任を認定、会社に対し連帯して583億円余の支払いを命ずる判決を言い渡した。会社との過失相殺や、信義則による賠償金の減額などは一切認めなかった。

## 3. 有価証券報告書虚偽記載による株主からの損害賠償事件や上場廃止

### ▶ 西武鉄道事件

大株主の保有比率を長期に虚偽記載して、親会社に該当するコクドを親会社から外し、上場廃止基準を免れようとした。

株主の請求一部認容判決  
堤義明氏の個人責任認定

### ▶ ライブドア事件

架空売り上げや本来計上の認められない自社株売却益の計上を行って、有価証券報告書に虚偽記載を行った。株主や投資家からの株価低落に対する損害賠償事件が頻発し、一部は株主勝訴判決が下っている。（平成20年6月13日東京地裁判決）

堀江氏は損害賠償を支払い限度まで支払い、旧ライブドアホールディングスのLDH社は、中核のポータルサイトのライブドア事業を韓国NHNに売却、事実上消滅へ。

#### 4. 取締役の刑事責任（パロマ事件 東京地裁平成 22 年 5 月 11 日判決確定）

##### 〈事案〉

パロマの 100%子会社であるパロマ工業が製造し、パロマが販売し、パロマサービスショップが改修した強制排気式ガス湯沸器 PH-81F（以下「本件湯沸器」という）による一酸化炭素中毒により、平成 17 年 11 月 27 日、その設置マンションに居住していた 25 才と 18 才の兄弟が死傷したと言う業務上過失致死傷事件である。

本件湯沸器は本来、強制排気装置が作動する場合にのみ点火・燃焼する構造であった。しかし、本件湯沸器等 7 機種（以下「7 機種」と言う）はコントロールボックスが故障したままでも点火・燃焼できるように端子台の配線を改造すること（以下「短絡」という）が可能であった。

パロマとパロマ工業製品の修理等の代行店契約を締結していた修理業者（パロマサービスショップ）の従業員が修理の際に短絡を行った結果、強制廃棄装置が作動しないときでも点火・燃焼する状態となり、その場合には不完全燃焼して一酸化炭素が排出され一酸化炭素中毒による死傷事故が発生する危険が生じていた。現にこうした短絡がなされた 7 機種が電源を入れないまま使用され、昭和 60 年 1 月 6 日ころから平成 13 年 1 月 4 日頃までの間、全国各地で LP ガス及び都市ガス双方を含む 13 件の一酸化炭素中毒による死傷事故が発生し、15 名が死亡し 14 名が負傷していた。うち 12 件は端子台における短絡によるものであった。

##### 〈判決内容〉

被告人はパロマ工業、パロマの代表取締役社長もしくは会長として安全確保を含む両社の業務を統括していた A とパロマ工業の取締役品質管理部長等として製品の品質管理を統括し、製品事故の調査・対策等に従事していた B の 2 名である。

パロマ・パロマ工業はパロマサービスショップや関係ガス業者、警察・消防などを介して事故情報は発生後速やかに取得し、短絡事故によるものであることを把握できるだけの情報を集約していた。当然、被告人両名はその知見に接しており、被告人 B は前述の 12 件のうち 11 件について短絡事故であることを認識し、1 件についても容易に認識しえた。更に 7 機種について短絡の仕組みと死傷事故発生の危険性、作業の容易性、コントロールボックスの故障や短絡の頻度について認識していた。

被告人 A も B と概ね同様の認識を有し、両名とも死傷事故発生の予見可能性があったとして元社長に禁固 1 年 6 月 執行猶予 3 年、元品質管理部長に禁固 1 年執行猶予 3 年の判決が言い渡された。

被告人らは控訴せず一審判決が確定した。

##### 〈社会への対応の失敗〉

『ガスの力で、いつでも温かいお湯を安全に供給する』という使命、ミッションを喧伝し、長年無事故を誇ってきたが、

- ① ユーザーの知識と感覚の変化に対応できなかった。

強制換気できないのに、不正修理によりガス燃焼が可能となり、CO 中毒で死亡。



かつては隙間だらけの家だから排気は換気であったのに。刑事責任・民事責任を課せられることはなかった。そのツケが一举に回ってきた。

- ② 組織の隙間と縦割り行政の隙間により原因究明不能に  
都市ガスとLPGの一元管理できず。東京ガスも通産省も役立たず。  
もともと情報が集約されていたパロマが矢面に。
- ③ 過去25年間、2千万台の無事故の神話にとらわれ、「あつてはならない」との思いこみが真実から目を背けさせた。25年間に修理改造も建物構造も想定外に変化していた。事故を想定しなかったが故に、既発の28件21人の死者の原因を不正修理に帰因させ自社の責任として把握できなかった。このため記者会見等で不適切なコメントを繰り返した。  
「あつてはならない」はコンプライアンスの視点からは禁句である。  
リスクの本質を追究せず「あつてはならない」と呪文を唱えても、リスク管理はできない。
- ④ 日本人ユーザーの「安全・安心の要求」は厳格であり、裁判所も同調  
ガスや原子力にも絶対安全・安心を要求する。コストアップへの理解が得られず、一方で、表面的な弥縫策をとればブランドが傷つく。  
リスク商品からの撤退・海外展開などの多角的検討が必要となる。

## 5. 雪印乳業

「理想、信念が漸次薄れていくなれば、如何に強大な国家も団体も、遠からず崩れ去るのは歴史の厳粛な事実である」 雪印創業者 黒沢西蔵が社史に寄せた巻頭言(1960)にはこうある。

酪農によって日本国民の体格を良くし、北海道の農業を発展させることが創業目的であり、ミッションであった。

### 〈事案〉

北海道の工場で製造時の停電でブドウ状球菌が発生し、毒素エンテロトキシンを含んだ牛乳が製造された。絶対の安全システムとされたハサップ(HACCP)を導入したが、高温殺菌でも消えない毒素の検出はできない。それを粉乳にして大阪工場で加工乳にした際、毒素が溶け出して7000名にも及ぶ想定外の食中毒事件に拡大した。

### 〈記者会見の失敗〉

「君、それは本当かつ」

大阪工場長の突然のバルブの汚れを認める発言に対する社長の驚き

「私だって寝てないんだ」

食中毒のため入院したり、苦吟している患者のことを考えない暴言と捉えられてしまった。

## 6. 不二家

美味しいお菓子をお母さんの心で作り、リーズナブルな値段で、家庭で楽しんでいただくというミッションがあったのに「お母さんの心」という誰よりも子供の安全を心配する気持ちを証拠により証明できなかった。

### 〈事案〉

不二家の埼玉工場で社内基準の消費期限を過ぎた牛乳を使用したとの内部告発に端を発して連日のマスコミ報道により、菓子の流通が停止され、黒字目の業績が急低下し、山崎パンの救済を仰ぎ、資金面の安定と安全管理の徹底により業績は回復したが、創業家は退き、山崎製パンの傘下に入る結果となった。

### 〈原因〉

- ① 文書化・記録保管を怠ったリスク（反論しようにも証拠がない）  
原材料の購入・使用・廃棄のプロセスを示す文書化・記録化がなされず、消費期限切れ使用への疑惑を否定しきれなかった。コンプライアンスを基礎付けるデータ管理の失敗。本来データ管理がされているはずなのに現実は違った。  
記者会見の失敗も、隠蔽体質との批判もすべてこれに起因している。
- ② 間接部門を過大にリストラしたので文書化も記録保存もやる人がいなくなり、品質管理不在に。（品質管理に人を割かず、たった一人が、総務・法務・人事・広報部長まで兼ねていた）
- ③ 教育・研修に手間暇かけないリスク  
（職人芸の時代は終わり、派遣とパートに依存しているにもかかわらず）  
①②③すべて経営資源の配分を行うべき経営層の失敗と言える。
- ④ 違法行為がなくてもマスコミに潰されるリスク（「朝ズバッ！」の恐ろしさ）  
不二家事件の発端は小さな秘密漏洩に過ぎない。  
しかし、その根幹は現場を無視したコンプライアンス経営の失敗である。  
それにマスコミのメディアスクラムとスーパー・コンビニの不二家ブランド一切の販売拒否が連動した。  
ミスはチェーンストアでしか販売されない生菓子の製造工場の一つで発生しただけなのに、ミルクィやカントリーマームなどの流通菓子全体がスーパー、コンビニから閉め出され、不二家ブランドをつけた他社製造の缶入りジュースまで市場から排斥された。

## 7. プリンズホテル事件 (東京地裁平成 21 年 7 月 28 日判決 控訴中)

### (事案)

日教組の全国集会の会場としてグランドプリンスホテル新高輪が予約を契約しながら、その後、右翼等による街宣活動の被害が他の泊まり客に影響するおそれを理由として、会場使用や宿泊を拒否したため、日教組から使用を求める仮処分が提出され、地裁、高裁共に仮処分が認められたのに決定に従わず、集会は中止された。このことに対する損害賠償請求が会社、代表取締役、他の取締役を被告として提訴された。

### (判決内容)

一審判決は原告日教組の主張を全面的に認めて、被告全ての敗訴を言い渡した。

#### ① 企業のミッション違反への厳しい判断

ホテルは誰のために存在するか。警察と連携して無法な圧力に抗して顧客を守ることこそがホテルの役割であり、他の顧客に配慮することをもって契約を破棄する正当理由とはならない。

日教組と一旦契約を行った以上は集会の自由を守る義務がホテルにはある。

#### ② 仮処分違反行為への裁判所の心証

法廷侮辱罪のない日本だが保全処分違反は裁判所の心証を著しく害するのは当然と言えよう。

#### ③ 会社の敗訴は当然としても、違法な判断に基づき著しい違法行為を行ったとして代表取締役の個人責任の認定を行ったことは取締役の社会的責任を法的なものとして評価したと言えよう。

#### ④ 悪意により代表取締役の違法な業務執行を阻止しなかったことが、取締役の監視義務に違反するとして平取締役についても個人責任の認定

以上

## 第2回企業法務セミナー

テーマ「取締役の経営責任と企業の社会的責任（CSR）」

企業不祥事に伴い取締役の経営責任が問われる事案が少なくありません。このセミナーでは、実際に起こった事案を紹介しながら、取締役の法的責任と企業の社会的責任（CSR）について、検討していきます。

### 目次

#### 第1 取締役の経営責任と企業不祥事

#### 第2 ケース・スタディ

- 1 ダスキン事件（公表義務）
- 2 蛇の目ミシン事件（反社会的勢力と利益供与の禁止）
- 3 西武鉄道事件，ライブドア事件（有価証券報告書虚偽記載による株主からの損害賠償・上場廃止）
- 4 パロマ事件（取締役の刑事責任）
- 5 雪印乳業事件（記者会見の失敗）
- 6 不二家事件（内部告発と報道）
- 7 プリンズホテル事件（仮処分違反）

#### 第3 日本弁護士連合会作成「企業の社会的責任（CSR）ガイドライン」2009年度版について